

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第4回）

令和2年3月31日
株式会社 ナルミヤ

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を引き続き行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：所定外労働を削減するため、引き続きノー残業デーを設定し着実に実施する。（現状：業務の都合で一部に実施できない場合有り）

目標2：令和5年3月までに、社員の年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間12日以上とする。（現状：社員は9.6日（見込）、パートは100%取得見込）